

Business News

第310号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、2022年10月からの社会保険の適用拡大について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

パート社員等への社会保険の適用拡大

社会保険（厚生年金保険・健康保険）の加入者について、パート社員など短時間労働者への適用の拡大が進められています。2022年10月には、適用の範囲が厚生年金の被保険者数500人超の企業から、100人超の企業へと拡大されます。今回は、2022年10月の適用拡大について概要をご案内いたします。

1. 社会保険の被保険者の要件と適用拡大

短時間労働者について、社会保険の被保険者の要件は、適用拡大前は「1日又は1週間の所定労働時間」及び「1か月の所定労働日数」が、正社員（同一の事業所において同種の業務に従事する通常の労働者）のおおむね4分の3以上とされていました。

これについて、まず2016年10月に、以下の要件を満たす短時間労働者に適用が拡大されました。

- (1) 常時500人を超える厚生年金保険の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (3) 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- (4) 月額賃金が8.8万円以上であること
- (5) 学生でないこと

また、2017年4月には、500人以下の企業であっても労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大が可能となっています。

2. 2022年10月の適用拡大

2022年10月の適用拡大では、上記の(1)～(5)の要件のうち、(1)と(3)が以下のように改正されます。

- (1) 常時 **100人** を超える厚生年金保険の被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること
- (3) 雇用期間が継続して **2ヵ月** を超えると見込まれること

「常時100人を超える」とは、同一事業主の適用事業所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、12か月で6か月以上100人を超えることが見込まれる状態をいいます。

さらに、2024年10月には、(1)の常時100人が常時50人へと適用拡大されます。

3. 適用拡大対象となった場合の手続き

適用拡大の対象となる会社や可能性のある会社には、2022年8月までに日本年金機構から通知書類が送付されます。適用拡大の対象となる会社は2021年10月以降に厚生年金保険の被保険者数が100人を超える月が6か月以上あること、適用拡大の可能性のある会社については2021年10月以降に厚生年金保険の被保険者数が100人を超える月が5か月確認できていることが判定基準となります。

適用拡大の対象となる会社は、この通知書類に従い、短時間被保険者の資格取得届を提出するなどの手続きを行うこととなります。

各企業におかれては、適用拡大により新たに社会保険に加入となる対象者を確認し、早めに本人へ通知すること等をお勧めいたします。詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。

厚生労働省の関連HP

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL<https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N310